

平成27年第4回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成27年12月15日（火曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第5号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第6号	総務文教常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	委員会報告第7号	産業厚生常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 6	議案第55号	平成27年度豊頃町一般会計補正予算（第4号）
日程第 7	議案第56号	平成27年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 8	議案第57号	平成27年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第58号	平成27年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第59号	平成27年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第60号	平成27年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第61号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定
日程第13	議案第62号	豊頃町税条例の一部改正
日程第14	議案第63号	豊頃町国民健康保険税条例の一部改正
日程第15	議案第64号	豊頃町介護保険条例の一部改正
日程第16	議案第65号	豊頃町地域優良賃貸住宅の設置及び管理条例の制定
日程第17	議案第66号	豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更
日程第18	議案第67号	東十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分
日程第19		請願の委員会付託
日程第20		休会の議決

◎出席議員（9名）

1番	中村純也君	2番	小笠原茂人君
3番	坂口尚示君	4番	相澤昌幸君
5番	岩井明君	6番	菅谷誠君
7番	大崎英樹君	8番	大谷友則君
9番	藤田博規君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宮口孝君
副町長	石田貢君
教育長	菅原裕一君
農業委員会会長	竹下昌徳君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	和田宏樹君
企画課長	柄崎明久君
住民課長	矢野利治君
福祉課長	岩城光洋君
産業課長	山本芳博君
施設課長	渡部邦生君
会計管理者	佐藤孝夫君
農業委員会事務局長	高倉明君
教育委員会教育課長	富田秀樹君
子育て支援所長	瀬尾光男君
消防署長	佐藤則仁君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	高井伸夫君
事務局次長	中川直幸君

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、平成27年第4回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
高井事務局長。
- 高井事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告及び議員派遣の結果報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。
次に監査委員より、平成27年10月26日から同年11月9日まで実施されました平成27年度定期監査報告書及び平成27年8月から平成27年10月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。なお、報告書は、お手元に配付のとおりであります。
以上です。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
宮口町長。
- 宮口町長 平成27年第4回豊頃町議会定例会行政報告を申し上げます。
初めに、農林水産業の概要についてであります。
農業では、第3回議会定例会でも報告したとおり、小麦が製品調整後、過去最高となる11俵に迫る製品反収となり、寒冷地作物である甜菜では、収量・糖度とも前年を上回り大変良好な収穫が見込まれています。
また、馬鈴薯は、一部品種で干ばつの影響を受け収量の減少が見られたものの、加工・澱粉用とも、前年を上回る良好な収穫となりました。
豆類は、全般に前年を上回る収量となりましたが、一部に品質低下が見られ、大豆を除き価格低下の状況にあります。

野菜類は、収量・品質とも平年並みであり、大根については高値傾向で取引されました。

畜産関係では、生乳生産において、前年実績を上回り管内平均伸び率と同様に堅調に推移しています。また、肉用牛についても黒毛和種の去勢・雌牛とも素牛価格の高止まり傾向が継続しています。

本年は、大きな災害もなく農畜産物全般において豊穰の出来秋を迎えることができました。今後においても、基盤整備事業を積極的に取り組み、農業経営の維持・向上を図ってまいります。

次に、林業では、民有林の皆伐は前年並みの状況で推移していますが、町産業振興補助制度による植林奨励と苗木の供給量の回復により、伐採跡地の植林は前年比60パーセント程度増加しています。

今後も、引き続き環境保全のため、伐採跡地の植林や未立木地の解消に努めてまいります。

次に、水産業については、全道の秋サケの来遊が前年比14パーセント増と回復基調であったものの、本町を含むエリモ以東（西部地区）の来遊が前年とほぼ同程度と予測される中、8月31日から定置網漁業が始まりました。しかし、最盛期である9月、10月における台風により、漁網等資材に5億円を超える甚大な被害が発生するとともに漁獲が低迷し、数量で前年比27パーセントの減、金額で前年比22パーセントの減で終漁したところであります。

一方、十勝川等の親魚遡上河川では、記録的な遡上が見られており、今後のふ化事業による資源水準の回復に期待を寄せるところであり、台風被害に対する支援策について、浦幌町と連携しながら漁協と協力して対応してまいります。

漁港整備事業では、懸案となっていた上架施設の整備・船揚場の嵩上げ工事が進められており、漁港の防災・減災対策施設としてのこれら施設が早期に供用開始できるよう、関係機関と連携し推進してまいります。

次に、環太平洋連携協定（TPP）の大筋合意を受け政府では、先月下旬に農業対策を含む「総合的なTPP関連政策大綱」を策定しましたが、特に「農政新世代」を掲げる農業政策について、政府の責任において不安を払拭し、持続可能な農業の実現を目指し、各種制度の拡充や創設を関係機関と協調して要望してまいります。

2として、地方版総合戦略の策定についてであります。

本年8月に「豊頃町まち・ひと・しごと創生会議」を設置し、豊頃町の地方版総合戦略にあたる豊頃町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略を年内に策定する予定で作業を進めてまいりました。

これまでの取り組み状況は、8月に第1回創生会議を開催し「策定方針」及び「本

町の人口の現状等」について、10月に第2回創生会議を開催し「人口ビジョン及び総合戦略（素案）」をそれぞれ審議していただき、11月には、町民の皆様からご意見をいただくパブリックコメントを実施し、併せて議会議員、創生会議委員各位からもご意見をいただいたところであります。

これらご意見を踏まえた総合戦略案を、12月14日に開催しました第3回創生会議においてご審議、ご了承をいただきましたので、今月中に本町の総合戦略として公表することとしております。

議会議員各位には、11月及び12月開催の全員協議会において、貴重なご意見をいただき感謝申し上げます。

皆様からいただいたご意見の中には、具体的な施策として実施するには、さらに検討を必要とするものもあるため、総合戦略未記載としましたが、人口減少対策として重要な事項でもあることから、今後も継続的に協議、検討を行い、具体化したものから総合戦略に盛り込んでまいります。

公表する総合戦略は、本町の基本計画である「まちづくり総合計画」の人口減少対策に特化した実行計画という位置付けであります。常に時代の要請に沿った戦略であり、本町にマッチした戦略とならなければなりません。今後は、それらを見定め、より効果的な施策を町民の皆様とともに考え、適宜、総合戦略に登載していくこととしておりますので、引き続き、多くのご意見をいただきたいと思います。

次に、ドクターヘリの運航圏拡大についてであります。

ドクターヘリにつきましては、北海道内では既に、道央拠点は札幌、道北は旭川、道東は釧路、道南は函館の計4機が運航しておりますが、十勝管内が唯一の空白地域となっております。

このことから、十勝圏域への運航圏域拡大について、昨年2月以降1年以上にわたり、管内関係機関及び十勝町村会で検討した結果、本年5月に道東、6月に道北のそれぞれのドクターヘリ運航調整委員会に対し、管内19市町村長連名により運航圏域拡大の要請を行ったところであります。

これらを受け、両委員会より「十勝全域を道東ドクターヘリの運航圏域としたうえで、十勝北西部5町（上士幌、鹿追、新得、清水、芽室）は、道東と道北の連携地域として、道北ドクターヘリに出動を要請する地域」として、承認が得られたところです。

一方、新たな運航圏域となる十勝管内市町村には、加入時に負担となる「加入時負担金」の支出義務が生じます。当初示された負担金が北海道の認識不足と調整不備により、これまでの間確定しておりませんでした。11月18日開催の十勝町村会臨時会において協議され、合意されましたのでこの度の補正予算にて措置したところで

あります。

ドクターヘリの運航圏域拡大は、本年11月20日から始まっており、救急医療用の医療機器等を装備した救急専用ヘリコプターで、救急医療の専門医と看護師を投入し、初期治療開始時間を早め、現場から医療機関に搬送するまでの間、救命医療を行いながら医療機関へ搬送時間の短縮を図ることができることや、急病や事故などの際にも当該ドクターヘリが利用されるなど効果的な活用が期待されるところであります。

以上、行政報告を申し上げます。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番岩井明議員及び6番菅谷誠議員を指名します。

◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの7日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月21日までの7日間に決定しました。

◎ 委員会報告第5号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第5号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第5号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)平成27年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成27年12月10日。

3、調査の経過。

(1)平成27年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成27年12月8日招集告示のあった平成27年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、12月10日に委員会を開催し、会期及び会期日程等についての協議を行った。

4、調査の結果。

(1)平成27年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、12月21日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、請願書の取り扱いについては、平成27年第3回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の議会運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託すべきとした。

ウ、陳情書の取り扱いについては、平成27年第3回定例会閉会後に受理したものは6件であり、本町議会の議会運営基準に基づき協議し、議員配付にとどめるべきものとした。

エ、選挙第7号及び第8号豊頃町選挙管理委員及び補充員の選挙の方法については、議長の指名推薦で行うこととした。

オ、所管事務調査等のため、議員全員協議会及び各常任委員会を定例会初日の12月15日に開催するよう日程を調整した。

以上でございます。

●藤田議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第5号は報告済みとします。

◎ 委員会報告第6号

●藤田議長 日程第4 委員会報告第6号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

中村総務文教常任委員長。

●中村総務文教常任委員長 委員会報告第6号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1)町内小中学校における教育環境の整備状況（施設及び教材等）について。

2、調査の方法。

資料による検討及び現地調査。

3、調査期日。

平成27年11月17日。

4、調査の経過と結果。

町内小中学校における教育環境の充実の観点から施設及び教育教材等の整備状況について調査を実施した。

(1)大津小学校は、普通学級2（複式）、特別支援学級2（知的、言語）の児童数7人、教職員8人である。校舎は、昭和53年12月に完成し、建築後37年が経過している。最近5年間における主な整備状況は、「体育館屋根塗装改修」「校舎外壁塗装改修」「校舎窓ガラス更新」などの改修を2,549万6,000円で実施したほか、小破修繕や補修が毎年行われている。

(2)豊頃小学校は、普通学級6、特別支援学級4（情緒、知的、言語、病弱）の児童数136人、教職員18人である。校舎は、平成3年3月に完成し、建築後24年8カ月が経過している。最近5年間における主な整備状況は、「体育館屋根改修」「校舎屋根塗装改修」「暖房改修」「校舎屋上防水改修」「体育館外壁塗装」「駐車場舗装改修」「校舎内LED化」「廊下フロア改修」などの改修を9,084万1,000円で実施したほか、小破修繕や補修が毎年行われている。

(3)豊頃中学校は、普通学級3、特別支援学級3（情緒、知的、言語）の生徒数77人、教職員17人である。校舎は、昭和49年12月に完成し、建築後41年が経過している。最近5年間における主な整備状況は、「駐車場整備」「校舎周辺環境整備」「受電設備改修」「校舎前側溝補修」などの改修を718万1,000円で実施したほか、小破修繕や補修が毎年行われている。

管理及び教材備品の整備では、3校ともに指導書をはじめ年次ごとに必要な教務教材が購入されている。

5、まとめ。

本調査では、大津小学校、豊頃小学校、豊頃中学校それぞれに特色ある学校経営が展開され、児童・生徒の教育活動が教職員をはじめ、地域との連携により進められており、今後これら教育活動の継続によりさらなる教育の充実が期待できる。

学校施設では、建築後40年以上経過する豊頃中学校の建替えについて、中長期の児童・生徒数の動向を見据えながら、総合的な検討を早期に進めていく必要があるとの意見が出された。また、大津小学校では、プール、体育館をはじめ学校施設の改修・修繕や周辺環境の整備など、教育活動に支障が出ないように適宜実施すべきとの意見が出された。

また、ICTを活用した教育環境の充実では、タブレットによる授業が実践され、機器取り扱いの習熟度やデータ収集及び活用能力を高めるための授業に主眼を置き行われているが、今後は指導方法の研究、指導技術の習得により学習効果が高まることを期待したい。さらに、大津小学校と豊頃小学校間の遠隔授業による交流・連携を図り、教育効果を高めるための活用にも期待したい。

児童・生徒を取り巻く教育環境は、社会の急激な変化と同様に変化している。このため、さらなる充実には学校施設の整備はもとより、教職員の研修機会の充実、地域支援体制の整備など総合的な取り組みを継続することが重要であるなどの意見が出された。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第6号は報告済みとします。

◎ 委員会報告第7号

●藤田議長 日程第5 委員会報告第7号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

相澤産業厚生常任委員長。

●相澤産業厚生常任委員長 委員会報告第7号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1)管内高齢者介護施設について。

2、調査の方法。

資料による検討と説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

平成27年11月20日。

4、調査の経過と結果。

管内高齢者介護施設について調査を実施した。

(1)足寄町高齢者等複合施設「むすびれっじ」。

足寄町高齢者等複合施設「むすびれっじ」は、小規模多機能型居宅介護施設と地域交流施設の機能を一体的に整備した「地域支え合いセンター」が平成26年4月1日に、認知症高齢者グループホーム、生活支援長屋が平成27年4月1日にそれぞれ供用を開始し、これら4施設の機能がまとまった空間と時間の拠点として整備されている。

小規模多機能型居宅介護施設では、介護が必要となった高齢者が、住みなれた家・地域での生活を継続できるように「通い」を中心に「泊まり」「訪問」の3サービスを組み合わせた在宅介護サービスを提供している。定員は29名（通い18名/日、泊り9名/日）、宿泊居室9室（和室2室、洋室7室）のほか、ダイニング、厨房などを有し、営業日は年中無休となっている。また、利用料金は、介護保険月額料金1割負担の要支援1で4,498円、要介護5で2万8,305円と介護度に応じ負担額が設定され、宿泊料金は1泊1,600円で、これに食事代（1食当たり朝食代300円、昼食代600円、夕食代480円）を加えた額が月額の利用料金となっている。

地域交流施設では、地域の高齢者の誰もが利用できる施設として、お茶のみ、編み物、将棋をはじめ、施設内の洗濯や掃除、雑巾縫いなどのボランティア活動への参加、健康づくりのための運動、入浴、食事及び調理などの可能な施設で、多目的ホール、浴室（一般・介護）、介護トイレを有し、季節に合わせた行事やイベントも開催される。開催日は週二日の2コース（月・木コース、火・金コース）利用料は1日600円（施設利用料、昼食代、入浴料を含む）で設定されている。

認知症高齢者グループホームでは、認知介護が必要な高齢者等が、住みなれた地域での生活を継続できるように、少人数による共同生活を通じて、安心できる介護サービスが提供され、ホール、居室9室（洋室）、洗面所、多目的トイレを有している。特に、人間の尊厳を大切に、その人の能力に応じて自立した日常生活を営むことがで

きるよう援助することを目的に、要支援2から要介護5の認定を受けた町内居住者で、常時の医療行為の必要がなく、自傷や他害の恐れがない、共同生活に支障がない方を対象としている。利用料金は、月額3万7,000円で食事代（朝食300円、昼食600円、夕食480円）、その他光熱水費などとなっている。

生活支援長屋は、住み慣れた自宅での生活を継続できるよう、支援が必要な時に一時的に滞在できる宿泊居室9室（ミニキッチン、トイレ設置）を有する施設である。提供されるサービスは、日常的な見守り、朝夕の食事、日々のコミュニケーション、心配事相談等で、特に退院後に体力的に自宅で暮らすことが心配で、自宅からリハビリ等で通院するのが大変な高齢者をサポートし、長屋での生活を通して自宅に戻る準備をするための施設である。朝夕の食事込みの宿泊料金は、夏期間で1泊1,430円（1箇月42,000円）から最高3,030円（1箇月90,900円）までの3段階で設定（冬期間200円増）されている。

（2）JA木野住宅型優良老人ホーム「すずらん」。

農協組合員からの高齢者福祉事業への取り組みに対する要請を受け、平成19年に有料老人ホームをオープンした。施設は鉄筋コンクリート造、8階建てで、81室108人収容可となっている。1階に24時間対応のフロント、食堂、大浴場、娯楽室等が配置され、2階以上は居住スペースとなっている。食堂で食事のサービスを受けることができるが、居住スペースには炊事施設があり、自炊も可能となっている。各階は色調を変え、エレベーターを降りたときに自分の居住階がわかりやすいように工夫がされている。また、同施設には、小児科内科医院、通所介護施設も併設されている。利用料は、4タイプの居住スペースにより、月額4万2,000円から7万3,000円で、敷金は6箇月分、食事サービスは1箇月30日の場合、月額約4万3,000円。電気・水道・電話・NHK受信料は入居者負担となる。入居対象は60歳以上の日常生活自立者となっている。

（3）介護付有料老人ホーム「シルバーシティ十勝おびひろ」。

（株）太平洋シルバーサービス北海道が平成23年にオープンした施設で、鉄筋コンクリート造、3階建てで、54室60人収容可となっている。60歳以上なら、自立者から認知症・寝たきり者まで入居可能で、「終の住処（ついのすみか）」との位置づけもできる。施設への出入りはフロントのスタッフが手動スイッチでドアの開閉を行い、認知症入居者の徘徊等を未然に防止する配慮がされている。また、看護師が常勤し、スタッフが入居者2人に対して1人の配置となっており、日常の洗濯、居室清掃、シーツ取りかえ、入浴・排泄介助などの手厚いサービス、介護が受けられる。また、サークル活動、日帰りバス旅行など季節の行事なども多彩に計画され、入居者が快適に生活できるよう配慮されている。利用料は、1年間で入居一時金が96万円の

他に、管理料及び食費等が、月額約20万5,000円、平均すると月額約28万5,000円となり、かなりの高額負担となっている。

5、まとめ。

本調査では管内3箇所の介護福祉施設の視察調査を実施したが、足寄町高齢者等複合施設は本町が進める福祉ゾーン計画を進める上で参考となる施設であった。4施設が併設するこの施設では、退院後直ぐに自宅で生活することが困難な方や医療機関と連携した終末期医療が必要な方への対応など、自宅と同じように過ごせるような施設を目指し、介護職員の研修にも力を入れているとのことであった。

来年4月から利用が開始される福祉活動拠点施設や高齢者住宅、特別養護老人ホームの福祉ゾーンへの移設計画など、これまでの町の福祉施設については、一定の評価ができる。また、本町での施設整備については高齢者・障害者等の共生型施設としての機能を持たせた整備を進めることが必要との意見が出された。

今後は、介護職員や施設職員の研修を計画的に進めるための体制づくりを進めることとあわせて、人員・人材の確保が課題であるとの意見が出された。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第7号は報告済みとします。

◎ 議案第55号

●藤田議長 日程第6 議案第55号平成27年度豊頃町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

和田総務課長。

●和田総務課長 議案第55号平成27年度豊頃町一般会計補正予算(第4号)について説明いたします。

各会計補正予算書、1ページをご覧ください。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,504万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,747万4,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から説明いたします。14ページをお開き願います。

1 款議会費、1 項議会費において、職員人件費精査により 38 万 1,000 円を追加。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費において、職員人件費精査及び庁舎修繕料など 1,246 万 3,000 円を減額。

16 ページ、3 目財産管理費において、ふるさと振興基金ほか基金積立金など併せて 298 万 4,000 円を追加。5 目地方振興費において、普通旅費 50 万円を追加。7 目企画費において、定住促進等住宅取得補助金などまちづくり推進費に 152 万 3,000 円を追加するなど、合わせて 267 万 9,000 円を追加。

18 ページ、9 目電算情報管理費において庁内 LAN システム端末機購入に 639 万円を追加するなど、1 項総務管理費に 9 万円を追加。

5 項統計調査費において 7 万 1,000 円を減額。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費において職員人件費精査及び福祉センター管理費など合わせて 155 万 6,000 円を追加。

20 ページ。

2 目長寿社会振興費に 9 万円を追加。3 目老人福祉費において、老人施設入所措置費に 122 万 3,000 円を追加し、在宅福祉サービス事業及び介護保険事業の事業費精査による減額など、合わせて 267 万 4,000 円を減額。4 目障害者福祉費において、障害者自立支援費に 1,513 万円を追加するなど、合わせて 1,460 万 7,000 円を追加。7 目福祉バス等管理費において 149 万円を追加。

22 ページ。

8 目後期高齢者医療費において 13 万円を減額するなど、1 項社会福祉費に 1,493 万 9,000 円を追加。

2 項児童福祉費、1 目保育所費において人件費精査により 570 万 3,000 円を追加。2 目子育て支援費において、同じく人件費精査により 6,000 円追加。

24 ページ。3 目学童保育所費において人件費精査により 13 万 5,000 円を減額。4 目児童措置費において、児童手当支給費 199 万 5,000 円を減額するなど。2 項児童福祉費に 357 万 9,000 円を追加。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費において、人件費精査により 346 万 8,000 円を減額。3 目保健指導費において、道東・道北ドクターヘリ加入時負担金など、合わせて 330 万円を追加。

26 ページ。

4 目乳幼児等医療費に 6 万 6,000 円を追加するなど、1 項保健衛生費から 10 万 2,000 円を減額。2 目簡易水道費において、簡易水道特別会計繰出金 1,225 万 3,000 円を減額。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会において、人件費精査など合わせて3万3,000円を追加。

28ページ。2目農業総務費に緊急農地基盤整備事業補助金577万5,000円を。農地中間管理機構集積協力金交付事業補助金2,280万円を、それぞれ減額し、職員人件費精査など合わせて2,641万2,000円を減額。3目土地改良総務費において26万2,000円を減額、4目道営事業費において、道営担い手支援型畑地帯総合整備事業負担金5,096万円を減額。5目中山間地域対策費において中山間地域等直接支払事業交付金38万2,000円を追加するなど、合わせて1項農業費7,721万9,000円を減額。

30ページ。

2項畜産業費、2目公社営事業費において、畜産担い手育成総合整備事業豊頃地区負担金926万円を減額。

3項林業費、1目林業総務費において、有害鳥獣処理委託料及び有害鳥獣駆除補助金など、合わせて70万5,000円を追加。

4項水産業費、1目水産業総務費において、秋サケ流通対策事業補助金780万円を、上架施設関連工事補助金294万4,000円をそれぞれ追加するなど、合わせて950万4,000円を追加。

32ページ。

6款商工費、1項商工費において、1目商工総務費にプレミアム付特別商品券発行事業補助金に265万7,000円を追加、中小企業融資運用資金1,000万円を追加するなど、合わせて1,208万4,000円を追加。

34ページ。

7款土木費、1項土木管理費において、職員人件費精査により977万8,000円を追加。2項道路橋梁費において、2目除雪費に72万1,000円を追加。3目道路新設改良費に人件費精査により76万円を追加するなど、合わせて2項道路橋梁費に148万1,000円を追加。

36ページ。

3項住宅費、1目住宅管理費において、人件費精査及び町営住宅修繕料など合わせて164万円を追加。2目住宅建設費において、6万5,000円を追加するなど、3項住宅費に170万5,000円を追加。

5項施設費に50万円を追加。

8款消防費、1項消防費に、東十勝消防事務組合負担金659万1,000円を追加。

38ページ。

2項災害対策費に、人件費精査により1万1,000円を追加。

9款教育費、1項教育総務費において、人件費精査等により1,283万8,000円を追加。

2項小学校費において14万8,000円を追加。

40ページ。

3項中学校費において81万9,000円を追加。

4項社会教育費において、姉妹都市少年親善使節団派遣事業補助金48万8,000円を減額するなど、合わせて4項社会教育費から71万3,000円を減額。

42ページ。

5項保健体育費において58万1,000円を減額。

以上が歳出にかかる補正の主な内容であります。これら歳出に伴う歳入につきましては、8ページをお開き願います。

9款地方交付税、1項地方交付税において普通交付税に1億1,244万8,000円を追加。

11款分担金及び負担金、1項分担金において、道営事業負担事業4,460万円を減額するなど、合わせて4,946万円を減額。

2項負担金に5万5,000円を追加。

12款使用量及び手数料、2項手数料から28万2,000円を減額。

13款国庫支出金、1項国庫負担金において障害者自立支援給付費875万9,000円を追加するなど、合わせて548万円を追加。

10ページ。

2項国庫補助金に子ども子育て支援事業307万9,000円を追加するなど、12万9,000円を追加。

14款道支出金、1項道負担金において、障害者自立支援給付費437万9,000円を追加するなど合わせて359万6,000円を追加。2項道補助金において、2目民生費補助金に18万4,000円を追加。4目農林水産業費補助金において、農地中間管理機構集積協力金交付事業補助金2,280万円を減額し、地域づくり総合交付金事業秋サケ流通対策事業780万円を追加するなど、合わせて1,384万7,000円を減額。6目商工費補助金において、地域住民生活等緊急支援交付金地域消費喚起生活支援型261万5,000円を追加するなど、合わせて2項道補助金から1,104万8,000円を減額。3項委託金57万8,000円を減額。

12ページ。

16款寄附金、1項寄附金において、指定寄附金にふるさと振興など合わせて315万円を追加。

17款繰入金、1項繰入金において、財政調整基金繰入金1億円を減額するなど、合わせて1億49万円を減額。

19款諸収入、3項貸付金元利収入において、中小企業融資運用資金1,000万円を追加。5項雑入において195万4,000円を追加。

以上が、歳入にかかる主な補正の内容であります。

次に、第2条、債務負担行為について説明いたします。

4ページ。

第2表、債務負担行為をご覧願います。

一般廃棄物収集運搬業務委託料について。期間を平成28年度から平成30年度までの3年間とし、限度額を9,987万3,000円と定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

11時5分まで休憩をいたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。

9款地方交付税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 11款分担金及び負担金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 12款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●藤田議長 13款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 14款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 12ページ。

16款寄附金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 17款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 19 款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

14 ページをお開きください。

1 款議会費、1 項議会費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款総務費、1 項総務管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 18 ページ。5 項統計調査費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款民生費、1 項社会福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 22 ページ。2 項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款衛生費、1 項保健衛生費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 項簡易水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款農林水産業費、1 項農業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 30 ページ。2 項畜産業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 項林業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 項水産業費。

8 番大谷議員。

●8 番大谷議員 今回の定例会で町長も行政報告の中で、台風による被害について述べられておりますが、この補正予算の中では、その対策費というものが盛られていないように私は思っておりますが、今後、この被害に対する対策についてはどのように考えているのか、お答え願います。

●藤田議長 山本産業課長。

●山本産業課長 先ほど行政報告で申し上げたとおり、5億円を超えるような被害が出ておりますが、現在、大津漁業協同組合のほうで融資等の詳細を詰めている状況でありまして、その状況を確認した上で、明年3月定例会等に補正予算等のご審議をいただくような運びになろうかというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 8番大谷議員。

●8番大谷議員 町の重要な基幹産業の一つでありますから、早急な対策が求められるというふうに思っております。そういった意味では、早急にまとめて対策を打ち出していきたいというふうに考えております。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 ただいま担当課長から説明したとおりでございますけれども、今、議員がおっしゃるとおり大変厳しい状況下にありますし、大被害を受けたわけでありまして。今後とも隣の町であります浦幌町と十分協議しながら、財政の許す限り支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 次に進みます。

32ページ。6款商工費、1項商工費。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 商工費の中の19節をご覧になっていただきますと、プレミアム商品券については260なにがし補正されています。これはいつの時点のプレミアム商品券なのか、それと今後については、これらについての考え方も含めてご答弁をいただきたいと思っております。

●藤田議長 柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 本商品券の発行事業の補助金でございますけれども、これに関しては、今、12月で第5弾まで商品券を発行しているわけですが、今後第6弾についても9月に補正させていただいておりまして、1月以降に発行をしたいというふうに考えておりまして、全体では当初1万セットだったのですが、補正をしまして1万4,000セットまで商品券を発行したいと考えております。そのうち2,000セットについては、道からの追加配分、9月に1,000セットを補正しておりまして、このたび1,000セットを追加で再度配分されましたので、1,000セット予算化したものでございます。

●藤田議長 次に進みます。34ページ。

7款土木費、1項土木管理費。

(質疑なし)

●藤田議長 2項道路橋梁費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項住宅費。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 町営住宅整備費270万円、これについては修繕料というふうに示されておりますが、これはどこの部分で、どういう箇所をこの時期に270万円必要なのか、その説明をお願いします。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 修繕料ですが、当初630万円計上させていただいております。この630万円については、通常の入退居に伴う修繕、そのほか水道の修繕だとかいろいろ通常の修繕に使っております。現在残額がほとんどない状態であります。今後入退居、3月に転勤の時期がありますので、それに伴う入退居の修繕、一応9件の30万円ということで270万円計上させていただいております。

以上です。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 非常に今後についての入居についての動向というものを推移しての、そういう配慮だというふうに理解します。3月いっぱいということと、4月というと大体勤め人の動向が動きます。そのことについての現状で入居希望者というのは、本町に対してはいろいろ政策的なことも期待するものですから、どのぐらい入居希望者の申請等が現状であるのかということをお分かりだったらお示しいただきたいと思います。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 現在入居希望の申請が出ていらっしゃる方はありません。現在公営住宅については若干空きがある状態であります。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 今はゼロだという希望者ですが、では空きということの今説明ですが、総体的に本町における空き室といいますか公営住宅の空き状況とは、それでは何件ございますか。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 政策的に古い住宅については入居をさせていないところもありますので、そういうところを除きますと、中央区のドリームタウンで現在2戸、それから茂岩のパートナータウンにつきましては単身向けが2戸、単身向けについては問い合わせは若干来ておりますので、近いうちに決まるかと思いますが、中央区の世帯向けについては2戸、現在空いている状態にあります。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 非常に参考になりました。そういうようなことで、余裕があるということは事実のようですが、今、その中でちょっと気になったのは、現状でそれはまだ建っているのですが、入居不可能というような、今発言されました。このものについては今後どういうふうにするのかということについての考え方、そして、それがどのくらいあるのかなというところもちょっと気になった発言がありましたので、その辺を理解するために具体的な数字が今判明すれば、説明いただければありがたいです。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 大変申しわけありません。全部を把握しているわけではございません。私が認識しているものについては、十沸宝町に古い住宅があります。そこについては修繕するにはかなりの費用がかかるということで、かなり老朽化もしておりますので、まだ若干入っている方がいらっしゃいますが、その方が退居され次第、取り壊ししたいと考えております。それから、大津にも同じように1棟4戸で1人の方が入居されてますが、そこもかなり古い住宅になっていまして、住宅の長寿命化計画の中では取り壊しの予定をしております。そういう古い住宅については空き次第、取り壊しという考え方でおります。

●藤田議長 大崎議員に申し上げます。3回の質疑になっておりますけれども、重要でありますか。

●7番大崎議員 結構です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5項施設費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8款消防費、1項消防費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項災害対策費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9款教育費、1項教育総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項小学校費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 40ページ。3項中学校費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項社会教育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5項保健体育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 ページ数では、今回の25ページ。これは先ほど項ごとに質問をさせていただきかけたのですが、ちょっと全体の関連もあると思ひまして今回させていただきます。

この保健指導費の先ほど説明がありましたドクターヘリの件です。まず最初に、131万2,000円、これについての負担金あるいは交付金となっています。これについてのこの全体の説明あったのですが、非常に安堵している政策だと思ひていますが、本町においてはとりあえず、このドクターヘリというのが運航をした場合に、どの位置にヘリポートが設置されるのかというところが非常に心配でありました。その件と、負担金の131万2,000円というのは、これは一旦金なのか、それとも運営の今後の継続的なものの割合というのは、どこから出てきたのかというところのとりあえず2点お伺ひしたいと思ひます。

●藤田議長 岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 まず、ただいまご質問のありましたドクターヘリのヘリポートについてですが、本町では、災害対策用にヘリポートの着地点がございます。それらはドクターヘリについても離発着可能地点ということで押さえてございます。そのほかに、現在消防のほうで追加でドクターヘリのヘリポートについて申請をしてございます。

さらに、平成24年に一度皆様もご記憶があるかと思ひのですが、長節の国道336で大樹からおこし、通過していた老夫婦が事故に遭われて、そこへドクターヘリが来たのですが、そのときは336号線上に着陸してございます。事故等の場合については、一番近い上空が空いている場所であればどこにでも離発着ができるというのが、今のところの見解です。

また、加入時の負担金についてですが、加入時の負担金については、今回道東と道北ヘリの両方に加入負担金を払うわけですが、これは一時金、1回だけの負担と聞いてございます。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 十分な説明ではないのですね。ドクターヘリのヘリポートというの

はどこでも降りられるということはわかりますよ。わかりますが、本町の町民がぐあい悪くなって救急車でそれを搬送した場合に、その救急車というのは、そうするとどこかに拠点のないヘリポートでないと、これだけの面積の本町の中で、その発症したところに行けるんですか、ヘリポートがないところでも。そんな理屈にならないでしょう。ヘリコプターはどこでも降りられるなんていう発想では大間違いだと思いますよ。そのことをもう少し練らなければいけないと、いわゆる議論しなければいけないでしょう、と私は思います。認識では、十勝川の左岸にあります、開発局の。これはもう、今年も練習やっていますよ。ですから、あそこかなと私はとらえているのです。町民が発症した場合にはあそこへ行くのか、それとも前は、民間の飛行場に救急車が走ってきたということもあります。だけど、今の説明では十分でないとは私は対応としてはまずいと。

それから、もう一つは、この負担金の査定というのは、131万2,000円というのはどうしてなったのでしょうかということを知りたいのです。

●藤田議長 岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 すみません。ドクターヘリのヘリポートについては議員おっしゃるとおりに、十勝川左岸にございますヘリポート及び災害時用の離発着所になっている小中学校のグラウンド等が指定になってございます。私がどこでもと言ったのは、事故などのときに救急車でそちらへ運ぶよりも時間的に短縮できる場所で、上空が空いている場所であれば降りられるということをお願いしたままで、決まっている場所はございます。拠点はございますが、基本的に拠点にとらわれない現地に一番近い場所に降りることが可能だと説明を受けてございます。

また、もう一つご質問のありました町村の負担金については、両方のドクターヘリの拠点のほうに十勝管内で2,492万8,000円を払うことになってございます。これらを18箇町村に分けた金額で本町の負担が131万2,000円で、帯広市が若干高くなってございますが、全て同じ十勝管内の18箇町村が同じ負担金であるということでございます。

●藤田議長 佐藤消防署長。

●佐藤消防署長 私のほうからドクターヘリのヘリポート、ランデブーポイントについてご説明させていただきます。

以前から道東ヘリとは東十勝消防事務組合のほうで、ドクターヘリの運航に関する申し合わせがありまして、組合加盟構成している4町においてそれぞれランデブーポイントを設定しております。本町においては、豊頃中学校のグラウンドをランデブーポイントとして1箇所、今まで設置していたのですけれども、それにつきましては、ドクターヘリを出動を要請するような症例、事例があった場合につきましては、救急

車で中学校まで運ぶ、そして同時に釧路からドクターヘリが飛んできて、そこで合流して傷病者を運ぶという運びになっております。

今回、正式運航という運びになりまして、ランデブーポイントが一つでは足りないだろうということで、10月に釧路の担当者の方が参りまして、町内を見て回りまして、議員ご指摘のとおり堤防上にヘリポートが幌岡に一つ、それから大津にも一つあります。そちらのほうを今回申請上げる運びとなっております、一応ヘリが降りる大きさとしましては、35メートル四方の広さがあれば降りれますよということになっておりますので、多分そのまま申請が認められ、町内にランデブーポイントは一応4箇所を設定しようか今考えております。4箇所につきましては、先ほど言いました大津に1箇所、それから幌岡に1箇所、あと茂岩が山の上のサッカー場の横といいたいでしょうか、芝生がありますけれども、そこに1箇所、それと、もともと中学校が設定されていたのですけれども、グラウンドは土ですので、土はほこりを巻き上げたり、小さな石を巻き上げるということで、好ましくないということでございますので、中央区につきましては、今舗装のところを考えておりまして、そこが町有地なのですけれども、話がまとまればそちらのほうを設定したいと。以上4箇所を設定したいと考えております。

以上です。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 この件の質問は3回目ですから終わりますが、今のような消防署長のような的確な、こういうものについての予算化する場合には必要だったと。そのために質問させてもらったのですが、私はそういう意味で、今実際聞いた4箇所ということになるとバランスが非常にとれているなど感じします。ですから、そういうような安心感と安全だということを、やはり町民にも広報し、そして啓蒙して日々のそういうようなものについての働き方というのは、是非ともやっぱりやっていただきたいものだ、あるいはやっていくべきだというふうに考えます。

非常にそういう意味での説明は、私は立派だったと思います。その辺についての今後の取り組みについて、やはり予算イコール執行者の考え方というのは重要なのです。したがって、最後に町長のお考えをお聞きします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、両担当課長から説明したとおりでございますけれども、このドクターヘリの場合については、ほとんどが事故等が、大半でございまして、通常入院されている方はその入院場所から当然ヘリコプターで運ばれます。この問題についても非常に北海道十勝でも場所・町村が大きく二つに分かれる。旭川に行くか釧路に行くかと、それで非常に道のほうでは経費の積算については二転三転しましたけれども、

今回落ち着きまして、こういう形になりました。

今後とも、今ご指摘のとおり、広報を通じて町民に安心安全で、そういった医療体制を準備するように心がけて努力するように考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、4ページ。

第2表、債務負担行為について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第56号

●藤田議長 日程第7 議案第56号平成27年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩福祉課長 補正予算書47ページをお開きください。

議案第56号平成27年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につい

てご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,586万9,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、退職被保険者の療養給付費及び高額療養費の伸びに伴うものでございます。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書、56ページ、歳出からご説明いたします。

2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費に、療養給付費300万円を追加。

同款、2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費に、高額療養費100万円を追加するものであります。

この補正に要する財源は、54ページ、歳入をご覧ください。

3款、1項療養給付費交付金に過年度分療養給付費交付金111万9,000円を追加。

9款、1項繰越金にその他繰越金288万1,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

54ページをお開きください。

3款療養給付費交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

56ページをお開きください。

2款保険給付費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 それでは、本補正予算全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第57号

●藤田議長 日程第8 議案第57号平成27年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 それでは、補正予算書59ページをお開きください。

議案第57号平成27年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,380万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,869万3,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、居宅介護サービスのサービス費の精査によるものでございます。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書、68ページ、歳出からご説明いたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費から居宅介護地域密着型介護、施設介護のサービス給付費1,400万円を減額し、居宅介護福祉用具購入費20万円を追加、合わせて1,380万円を減額するものであります。

これら歳出に関する歳入は66ページをご覧ください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金から介護給付費負担金236万円を減額、同款、2項国庫補助金から介護給付費調整交付金120万1,000円を減額。

4款道支出金、1項道負担金から介護給付費負担金212万5,000円を減額。

5 款、1 項支払基金交付金から、介護給付費交付金 3 8 6 万 4, 0 0 0 円を減額。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金から、介護給付費繰入金 1 7 2 万 5, 0 0 0 円を減額。同款、2 項基金繰入金から介護給付費準備基金繰入金 2 5 2 万 5, 0 0 0 円を減額するものです。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6 6 ページをお開きください。

3 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

6 8 ページをお開きください。

2 款保険給付費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

7 番大崎議員。

●7 番大崎議員 ちょっと勉強不足で理解できていないので教えてほしいのですが、節のところの上から三つなのですが、サービス給付費減額、それから、地域密着型のサービス給付費、これも減額、施設介護サービス給付費も減額、これ合わせて 1, 3 8 0 万円、これ給付金でこの時期に減額になるという理由がちょっと理解できないのですが、どういうことなのかお聞きしたいと思います。

●藤田議長 岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 居宅介護サービスに関する部分で一番上の居宅介護サービス給付費というのは、ヘルパーさんとかを利用した場合のサービス費になります。続いて、域密着型介護サービス給付費というのは、地域密着型の施設は本町に下の小規模特養、あとグループホームの光の家族がごさいます。光の家族でもデイサービスを行ってごさいます。それらのサービス給付費の減額。

あと施設介護につきましては、豊頃のデイサービスセンターとよころ苑がごさいます。家に居ながら、そちらに通う方々がデイサービスに行くときの給付金になりますけれども、これら高齢者の入院等が多くなってきてごさいます。それらによりましてサービス給付費の縮減がなったということで、今回予算から落とさせていただくものでごさいます。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 この3項目についての内容はわかりました。居宅介護サービスのヘルパーさんということは今ありましたが、そうすると各個人の住宅に行くヘルパーさんの人数が減ったと解釈していいのですか。人件費がかからなくなったのか、ヘルパーが人数が少ないのか、それとも行く回数がなくなったのか、そういうところをちょっと理解できないのですね。よりそういう施設にヘルパーさんが行くということは、濃密はありますけれども、より密度を高くしてそういうサービスというのが認識だったのですね。ところが、そういうことではなくて、対象者が少なくなったからヘルパーも少なくなったのかなというとらえ方もしているのですが、その辺一例としてもう1回説明していただけますか。

●藤田議長 岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 本町で介護認定を受けられている方の人数については、ほぼ横ばいでごさいます。居宅介護でヘルパーさんのサービスを受けられる方についても、ほぼ横ばいで推移してごさいますが、その方が医療機関に入院されると、サービスの利用がなくなると。それらが積み重なってこの減額になったということで御了承ください。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 そうしますと、全体的にはこの町の負担も、高額者あるいは高額医療ということで負担しています。ですから、入院された今までは在宅だとか介護施設にお世話になっている皆さんは、入院されると今度は入院でまた負担かかりますね。町もまたそれに対する国保等以外に町の負担もふえますよね。その辺のことというのは、これはなかなか痛し痒しかもしれませんが、そういう実態というのは今後はこういうふうな期の途中に起きやすいという想定をされていいのでしょうかというところ

も、ちょっと危惧しますので、その辺の考え方というのは間違ってますか、それともそういう仮定もあり得るというものなのか、その辺もう少し担当のほうから説明いただけますか。

●藤田議長 岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 各サービス給付費については過不足が生じないように、1年の推計をして当初予算を取らせていただいております。医療費については、介護サービスを受けられている方なので、必然的に74歳未満の方もいらっしゃいますが、多くなっているのは75歳以上の後期高齢者になってございます。そういった場合については、次年度以降の後期高齢者医療の負担金上がるのかなと、そういう危惧もございますが、今回については今年第6期計画の介護保険事業計画の中で見込んだ数字よりも、今年度のサービス給付については縮減されたということで、こういうことについてはいつの段階でもあり得るのかなと感じてございます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第58号

●藤田議長 日程第9 議案第58号平成27年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 それでは、補正予算書71ページをお開きください。

議案第58号平成27年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万円を減額し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ5,776万4,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴うものであります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書、80ページ、歳出からご説明いたします。

2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金から保険料等負担金13万9,000を追加し、事務費負担金33万9,000円を減額、合わせて20万円を減額するものであります。

この歳出に関する歳入につきましては、78ページをごらんください。

2款繰入金、1項他会計繰入金から保険基盤安定繰入金13万9,000円を追加。事務費等繰入金33万9,000円を減額の合わせて20万円を減額するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

78ページをお開きください。

2款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

80ページ。

2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第59号

●藤田議長 日程第10 議案第59号平成27年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 補正予算書83ページをお開きください。

議案第59号平成27年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,321万6,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、豊頃病院職員住宅の修繕及び歯科診療所レセプト用パソコン使用料、業務用備品の購入の補正になってございます。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書92ページ、歳出からご説明いたします。

1款、1項医院費、1目医院管理費に、修繕料24万5,000円を追加。

3款、1項歯科診療所費、1目歯科診療所管理費に、レセプト用パソコン使用料10万3,000円と業務用備品購入費47万6,000円を追加するものであります。

なお、購入する備品につきましては、歯科診療器具の高圧蒸気滅菌器でございます。

この歳出に要する財源は、90ページ、歳入をご覧ください。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入から職員住宅貸付収入30万円を減額。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に歯科診療所管理費57万5,000円を追加。

3款繰越金に前年度繰越金54万9,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

90ページをお開きください。

1款財産収入。

（質疑なし）

- 藤田議長 2款繰入金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 3款繰越金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。
92ページをお開きください。
1款医院費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 3款歯科診療所費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
それでは、歳出全般について質疑を受けます。
質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。
質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
(討 論 な し)
- 藤田議長 討論なしと認めます。
これから、議案第59号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異 議 な し)
- 藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第60号

- 藤田議長 日程第11 議案第60号平成27年度豊頃町簡易水道特別会計補正予

算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 補正予算書95ページをお開きください。

議案第60号平成27年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ227万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,632万8,000円と定めるものであります。

本補正予算は、主に工事請負費等の予算精査によるものであります。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

104ページ、歳出からご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費において、本管移設等補償工事請負残155万5,000円を減額。

長節配水池防水工事請負残53万1,000円を減額するなど、合わせて227万8,000円を減額するものであります。

次に、102ページ、歳入についてご説明いたします。

3款繰入金において、一般会計繰入金1,225万3,000円を減額。

4款繰越金において、前年度繰越金824万3,000円を追加。

6款諸収入において、本管移設等補償工事費補償費173万2,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

102ページをお開きください。

3款繰入金。

（質疑なし）

●藤田議長 4款繰越金。

（質疑なし）

●藤田議長 6款諸収入。

（質疑なし）

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

104ページをお開きください。

1款総務費。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 15節のところに長節配水池防水工事とかが上がっています。これ減額なのですが、長節の貯水場というのですか、そこの今の現状というのはどういうふうになっているかということをご存じですか。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 長節の配水池というのは町道を山の上へ上がりまして、一番高いところにある円形の建物ですが、どのような現状というのは大変申しわけないのですが、意味がわかりませんので。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 配水池と、それから浄水場はこれは一体というふうに考えてもらえばいいと思うのですが、現在長節湖の浄水場というのは周辺環境はどうなっているかというところをお聞きしたかったのです、配水池とあわせてですね。ということは、もう老朽化しているのでしょうか、多分施設本体でなくて、その周辺環境です。門柱はもう崩れ落ちて落ちています。それからフェンスはもう除雪の段階で今年はないと思いますが、過去から相当押し倒されているのです。用途としては効果的な状態ではないというところを私は確認しています。したがって、そういうところについてのやはり全体的な町民の水がめを確保するためには、そういう環境からきっちりとやはり確立したものでないといけないなということの認識を私はあるべきだというふうに考えますが、担当としてどう考えているか。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 長節配水池というのは先ほど説明したとおり山の上にあるものです。それで浄水場というのは山の下にありまして、議員おっしゃるとおりフェンスについては倒れ、ひどい状態になっております。それにつきましては、新年度の予算でフェンス等も改修する予定になっております。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 最後の1点にします。今、フェンスについてはそのように将来的にどうか、新規の予算の中にそういうものを計画しようと。私は、やはりそういう意味では施設そのものもチェーンを張ってませんし、それから外部侵入はそういう意思があれば故意にどうか、そういうことがあれば、これは防ぎようがありません。しかし、何か起きたときにはそういう備えがあったということ、是非ともメディアが取り上げずにですね、何もないじゃないかと。日中はチェーンもない、それから門柱

のチェーンを張るフックもない。そういう状態であれば、やはりその辺の管理監督というものを問われるというのが、世の中のこれは常です。ですから、そういうものを日常やはり担当者は検査点検を怠らわずにやるべきだなというふうに私は思って、ちょっと私が今回そういう意味で質問をさせていただきました。減額することは結構かもしれません。しかし、使うところには有効にやっぱりそういうものを予算化すべきだなというふうに考えますが、この辺についての将来的な総点検をこの水がめに対しては上水道についてはすべきだなというふうに感じております。その辺についても予算的なこともかかわりますので、執行者、町長のご意見もお聞きしたいなど、こんなふうに思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 ただいま課長が申し上げましたとおり、環境整備については新年度の予算で一応計上、各課から要求が来ております。今、大崎議員がおっしゃるとおり、やはり町民の水がめですから、常にそういった環境整備の再点検は必要だと私も思います。今後そのようなことのないように、職員ともども心一つにして努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 それでは、質疑を終わります。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

午後1時まで昼食のため休憩をいたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎ 議案第61号

●藤田議長 日程第12 議案第61号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 議案第61号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてご説明いたします。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、平成28年1月から個人番号の利用が始まることから、町又は教育委員会内における個人番号を利用する事務について、法律に掲げる事務の範囲内において情報を連携することができるよう、必要な事項を定めるものであります。

第1条には、趣旨として、法第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し、必要な事項を定めること。

第2条には、本条例で用いられている用語の定義を。

第3条には、個人番号の利用に関する町の責務を。

第4条には、個人番号の利用範囲として、町又は教育委員会は、法別表第2に定める事務において、自らから保有する特定個人情報を利用することができること。

第5条には、委任として、この条例の施行に関し必要な事項は町長が定めること。

それぞれ定めるものであります。

なお、附則といたしまして、本条例は、平成28年1月1日から施行するものであります。

以上でありますので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 非常にマイナンバー法についてはいろいろと異論がありますが、最近のこのマイナンバーを採用する、しないという前から個人情報というものについての管理の面で非常に事件・事故が起きております。したがって、これは条例として制定される傍ら、本町における例えばの話ですが、そういう個人情報流出、あるいは他からのサイバー攻撃、こういうものについての対策等も、逆に言うとしっかりと確立し、あるいは完璧とはいかないかもしれませんが、相手がどういう作戦というか悪意

を持ってやるかもわかりませんので、そういう面についての議論というのは必要だというふうに考えます。

当面の今後について、これが制定され、運用されていく場合に、本町として、それらについての内部的なご検討、あるいは討議、議論というのはされていたのかどうか、その辺も、もしそういう実態がございましたらご説明をいただきたいと、こういうふうに思います。決してこれはこれで完璧だとか、これで完成したとかという問題ではありません。相手がそういう意図的なものがあれば、防げないという状況もありますが、それらについての最低限の身内のというか、本町における体制づくりというものはどう考えられるか、あるいは考えていくべきかというところの考えをお聞かせいただきたいと、こういうふうに思います。

●藤田議長 柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 ただいまの御質問でありますけれども、この制度におけるマイナンバーの通知については、10月5日から全国各個人個人に対して発送をされております。その制度が始まる前10月1日前に、本町におきましては、まずハードの整備といたしまして住基システムとか、税のシステムとか、各種システムにおいて、これまでは通常業務にも使っていたパソコンを併用して、そういうシステムの作業のためにも使用していたわけですが、10月1日以前に、それであると年金機構のようなインターネット等によりましてハッカーとかそういう方々に侵入されたり、情報が漏れたりするということから、まるっきりシステム用に使う業務用パソコンは業務用パソコン、それから一般事務用に使うインターネットと通常業務に使うパソコンはパソコンとして、全く切り離して使用するようにしております。

それから、どうしてもハード整備をしてもヒューマンエラーというのはつきものがありますので、特に個人情報マイナンバーを扱うセクションの職員に対しましては、制度のセキュリティ関係、それから利活用について十分に説明をするとともに、そういった単純ミス、ヒューマンエラーもなくするように職員にそれぞれ指導しているところでございます。

以上であります。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第62号

●藤田議長 日程第13 議案第62号豊頃町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

矢野住民課長。

●矢野住民課長 議案第62号豊頃町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、別冊の議案説明書によりご説明申し上げます。議案説明書の1ページ目をお開きください。

説明第1号。

初めに、改正の主旨といたしましては、マイナンバー制度の導入及び地方税法等の一部改正に伴い、町税条例の一部を改正するものであります。

次に、2、改正の概要であります。初めに、(1)として、マイナンバー制度の導入に伴い、平成28年1月1日からマイナンバーの利用が開始されることによる改正であります。

表のほうをご覧ください。

関係条項の第36条の2から、その四つ下の附則第10条の3、ここまでの4項目の改正におきましては町民税の申告、給与所得者等の扶養親族の申告、住宅用地及び被災住宅用地の申告及び新築住宅等に対する固定資産税の減額の申告につきまして、各申告書の記載事項に個人番号又は法人番号等を追加するものであります。

次に、第51条から五つ下の第139条の3までの5項目の改正につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税、身体障がい者等に対する軽自動車税及び特別土地保有税の各減免申請書の記載事項に個人番号又は法人番号等を追加するものであります。

以上につきましては、平成28年1月1日を施行期日とするものであります。

次のページ、2ページ目をお開きください。

次に、(2)地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことによる改正であります。

関係条例の第8条から13条につきましては、地方税における猶予制度に関する改正であります。

改正内容といたしましては、地方税の猶予制度について地方分権を推進する観点から一定の事項については条例で定めることとされたことから、税条例に次の条項を追加するものであります。

第8条は、徴収猶予にかかる町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法を定めるもの。

第9条は、徴収猶予の申請手続等を定めるもの。

第10条については、徴収猶予の取り消しを定めるもの。

第11条は、職権による換価の猶予の手続等を定めるもの。

第12条は、申請による換価の猶予の申請手続等を定めるもの。

第13条につきましては、担保を徴する必要がある場合を定めるものであります。

次に、附則第6条でございますが、こちらについては、町たばこ税の税率の特例について定めるものであります。

改正内容につきましては、紙巻たばこ3級品、これらにかかる税率の特例を廃止した上、次の期間において段階的に税率を引き上げる経過措置を講じるものであります。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までは1,000本につき2,925円。(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までは1,000本につき3,355円。(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までは1,000本につき4,000円とするものであります。。

なお、現行の特例税率につきましては、1,000本につき2,495円となっております。

次に、同じく附則第6条において、紙巻たばこ3級品に対する手持品課税について定めております。

改正内容といたしましては、税率の引き上げ日前に仕入れた紙巻たばこ3級品を5,000本以上所持するたばこ販売業者に対しまして、税率の引上げ分に相当する金額を課税する手持品課税を行う措置を講じるものであります。

以上、申しあげました改正案の施行期日は、平成28年4月1日であります。

附則といたしまして、第1条に施行期日を、第2条から第8条までは町税に関する経過措置を規定いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

●藤田議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 非常にボリュームのある条例なんですので、ちょっと読むのに大変なのですが、素人だから全くわかりません。恐縮なのですが、この町税の中の4税がありますね、この中で簡単にお聞きしたいのですが、平成27年、前年26年から比較すると、この町税については約2,000億円ぐらい減っている予算です、予算書は。その中の大半がこのたばこ税というのを、これも減っているわけです。軽自動車税は増えています、逆に1.2ぐらい増えているのですね。したがって、このたばこ、たばこということがちょっと理解が、私は勉強不足でわかりませんが、紙巻き3級品という3級品というのは、まずそこからどういう理解をしたらいいのかなというところは、ちょっと説明いただけますか。

●藤田議長 矢野住民課長。

●矢野住民課長 紙巻たばこ3級品というのは、旧専売公社時代に1級品、2級品、3級品という区分けがありまして、1級品から3級品まで紙たばこの葉の質が落ちてまいりました。3級品につきましては、わかばだとかエコーだとか、しんせいだとか、そういうような昔のたばこ、フィルターについていないやつですね。そういうものが一番葉っぱの質の悪いたばことして安く販売されていまして。その名残が今でも3級品と。今現在も、一般たばこ税は掛けられなくて特例として半分だけのたばこ税がかかっているのですね。

今回そういうものを特例を廃止して、一般のたばこと同じ税率に上げようと。急激に上がると2倍ぐらいになりますので、緩和措置といたしまして3年間で徐々に上げていくというそういうふうな改正です。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 済みません。どうもありがとうございました。

この条例制定については非常に、私は今後についての町税の主体たる内容として、注目していきたいというふうに考えていますが、町条例そのものについてのこれは私は何も異論はない考えなのですが、今後この町税の税収に対しては、どのようにこの固定資産税もそうですが含めて、考えられるのかというちょっと予想がつかないでいるわけです。

先ほど冒頭に申し上げましたのは、平成26年から27年には2,000億円ぐらい減額、減収になっています、歳入不足というか。そういうふうになっていくと、そのことについてのクリアというのはできるのかなというところの見通しは、これ12月にまた新年度予算のことを集約されるでしょうけれども、その辺の考え方というのは、何かございましたらご説明いただきたいなと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今回の税改正につきましては、個人ナンバーの関係で、全ての条文がそ

れにかかわるものですから膨大な内容になっております。また、たばこ税につきましては、ご存じのとおり過去には相当たばこ税も潤ってございましたけれども、今非常に健康問題で少なくなってきたてきておまして、これからはますますたばこ税については、そう大きく期待はできないふうにとっております。

また、町民税全般に言いますと、非常に本年は農業が豊作でございますので、来年あたりは相当期待はできる税収入でないかというふうに思っておりますけれども、一方、別な産業のほうで厳しい状況もありますので、大きな変動はないのではないかとこのふうに見込んでおります。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第63号

●藤田議長 日程第14 議案第63号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

矢野住民課長。

●矢野住民課長 議案書21ページ目をお開きください。

議案第63号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、こちらにつきましても、マイナンバー制度の導入に伴い、平成28年1月1日からマイナンバーの利用が開始されることから、国民健康保険税条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、ここに第26条第2項第1号というふうな記載がありますけれども、この条項の中で、国民健康保険税の減免申請書の記載事項に個人番号

等を追加するものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成28年1月1日から施行するものでございますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第64号

●藤田議長 日程第15 議案第64号豊頃町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 それでは、議案書23ページをお開きください。

議案第64号豊頃町介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。

本条例の改正についても、マイナンバー制度の導入に伴い平成28年1月から個人番号の利用が開始されるため、当該条例の一部改正を行うものでございます。

改正条文の内容についてご説明いたします。

豊頃町介護保険条例(平成12年条例第8号)本則第7条は保険料の徴収猶予、また第8条は保険料の減免に関して規定された条文であります。

それぞれの申請に関して、明年1月からは第1号被保険者及びその世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所に加え、それぞれ個人番号の記載が必要になるという改正内容になってございます。

また、附則として、本条例の施行期日を平成28年1月1日からと規定するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第65号

●藤田議長 日程第16 議案第65号豊頃町地域優良賃貸住宅の設置及び管理条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案25ページをお開きください。

議案第65号豊頃町地域優良賃貸住宅の設置及び管理条例の制定についてご説明いたします。

制定の理由ですが、本年度から茂岩栄町に整備している高齢者住宅につきましては、国が定める地域優良賃貸住宅制度に基づき、国の交付金50%をいただいて建設しております。

この制度に基づいて住宅を建設及び管理するためには、新たに条例を定める必要があることから、このたび設置及び管理条例を定めるものであります。

条例の内容についてご説明いたします。

25ページをお開きください。

第1条では、制定の目的。

第2条では、本条例において使用する用語の定義について規定。

26ページ。

第3条では、住宅の設置の必要性について規定するものであり、第4条、第5条では入居者の公募について規定。

第6条では、この地優賃住宅制度では、高齢者住宅のほかに子育て世帯向け住宅も

整備できることから、それら入居者の資格について規定。

27ページ。

第7条から第10条では、入居の申し込み、入居者の選定、入居手続等について規定。

28ページ。

第11条では、家賃は規則で定めることについて規定。

第12条では、家賃の減免を行うことができること。減免後の入居者負担額は規則で定めることなどについて規定。

第13条では、家賃の納付について規定。

29ページ。

第14条から第21条では、修繕費用の負担、入居者の費用負担義務、保管義務等について規定。

30ページ。

第22条では、住宅の検査について規定。

第23条では、住宅の明け渡し請求について規定。

31ページ。

第24条では、移転費の補助について規定。

第25条から第32条では、共同施設として整備する駐車場の使用等について規定。

33ページ。

第33条では、住宅監理員及び住宅管理人について規定。

第34条では、住宅の立入検査について規定。

第35条では、警察署長に対して意見の聴取をできることについて規定。

34ページ。

第36条では、明け渡し等の勧告について規定。

第37条では、過料について規定。

第38条では、この条例の施行について必要な事項は規則で定めることを規定するものであります。

附則としまして、この条例の施行期日を平成28年4月1日と定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番大谷議員。

●8番大谷議員 3条の部分で、高齢者というふうにうたってますが、これは通常考

えられる年齢を設定しているのか、それとも幅広い年齢が設定されているのかということと、もう一つ、住居の安定に配慮が必要な者ということが求められておりますが、これは6条の部分で、同居親族がいない高齢者だとか、子育て世代に該当する者というふうにはうたっていますが、これらのほかに何か考えられるものがあるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 まず1点目、高齢者については、あくまでも一般に言われています65歳ということを考えております。

それから、2点目の居住の安定に配慮が必要な者といううたい方ですが、これについては、生活その他心身的に居住の安定といいますか、町の住宅に住んだほうが、その方にとってよいだろうというふうに判断される方というふうな考え方をしております。

●藤田議長 8番大谷議員。

●8番大谷議員 もうちょっと具体的にどういう人がそれに該当するのかということが、わかる範囲でよろしいですけれども。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 具体的には心身障害者等の方をイメージしております。

●藤田議長 8番大谷議員。

●8番大谷議員 最終的には町長が認めれば入られるということであるから、ある程度幅広い入居ができるというふうに考えますが、その考えでよろしいでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 ただいま課長が申し上げましたとおり居住の安定、つまり社会的立場の弱い方、そしてある程度幅を持って解釈したいというふうに考えております。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 今、課長からの提案の説明の中で、何点かお聞きしたいことがあります。この地優賃住宅については、現在1棟4戸ですね。これについての国からの制度資金いわゆる助成が50%ということです。町長が標榜しているあの地域というのは、福祉ゾーンの構想です。私はもう非常にこれは歓迎すべき政策だというふうに評価しております。

そこで、これらのこういう施設が、今、町長もお話しありましたように弱い立場の方、その方々をそういう地優賃の住宅に住んでいただくということは、私はやはりそういう立場の人の対象者というのは安堵するだろうと思います。よりこれを将来的に考えるのであればという希望があるわけですが、この件について、今後どういうふう

なこの地優賃の住宅の計画があるのかという1点。

それから、家賃設定が非常にこれは限定されるなという予想をしております。そう高額な家賃は設定できないなということ。その件についてのマニュアル的なものがあれば示していただきたいと思います。

それから、それにかかわる連帯保証人が同額の2名ということがあります。これについては、さて、この社会の現況の中でどうなのかなというところをちょっと危惧しております。したがって、今後についてのこれらの政策を全般的に今質問要項というか、私が簡単にお話ししましたが、そのことをまず最初にご説明、ご回答いただきたいというふうに思います。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 まず、1点目、今後の地優賃の計画ですが、今年、平成27年度1棟4戸整備しております。来年平成28年度についても、あそこの隣に1棟4戸、その後平成29年度に2棟合わせて5戸、全体3年間であの場所に4棟13戸を整備する計画であります。

それから、2点目家賃設定ですが、家賃については11条にあるとおり、規則で定めるということになっておりますが、この条例が可決され次第規則を制定することになります。現在規則を検討しておりますが、その中で、ここの条例にあるとおり近傍同種の賃貸住宅の家賃と均衡を失なわれないよう規則で定めるとあります。これは具体的に言うと、民間住宅の家賃と同等にしなさいということになっております。ここで定める家賃については現在3万5,000円を想定しておりますが、12条で家賃の減免ということをやっております。町長は家賃の減免を行うことができる。この減免については、今、規則で検討をしておりますのは減免額が2万3,000円、それで残りの分が入居者の負担額ということになりますが、入居者の負担額については1万2,000円程度というふうに想定しております。

それから、3点目連帯保証人の関係ですが、27ページの10条に、議員おっしゃるとおり連帯保証人2名というふうになっております。これが本来でございますが、28ページの一番上のほうの3に、特別の事情があると認められる者に対しては連帯保証人2名の連署を必要としないことができるということがうたっておりますので、そのケースバイケースで判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 非常に具体的で、内容的には非常に私は良とする内容かなというふうに感じ取りました。そこで、この家賃についても、それだけの配慮をされた検討されたということについては、私はこれは大いに町民は利用していただけるものだなと

いう理想というか期待をしております。ですから、今、課長の説明で将来的にあと9戸できるという、来年再来年ですね、これについてのそれでは福祉ゾーンとうたっているあの地域にそれだけの有効地、いわゆる利用地がおありだったかどうかということについての計画的なものは既に一步二歩進んでいるだろうという気持ちで、今、質問しているのですが、そういうとらえ方でよろしいかどうかということが一つ。

それから、関連して連帯保証人についての同額者という、入居同額者というのはなかなか今までのところ難しいところがあるので、ケースバイケースということで逃げられているのですが、ぜひとも連帯保証人はこれは、おおよそ予想ですが入居する人の身内が第一優先にされているのではないかなという感じします。第2は、他人か知人か知り合いか、そういうような方でされているのが現状だと思います。できるだけ連帯保証人というのは連帯ですから、一人であっても二人であっても、これはもう保証しなければいけないものですから、それらの未払いについては責任があるという立場の人ですので、できれば、その二人目というのは難航しているような感じがします。その辺の現状と将来の展望といいますか方向というものがございましたら、あくまでもケースバイケースということをお私にとってますから、その辺の考え方をお聞かせいただきたいなど、こう思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 まず、この条例は、お年寄りとか社会的に弱い立場の方々が優先して入れるのが基本でございまして、先ほど課長のほうから申し上げましたとおり、国の助成を受けている関係上、一応規則としては国の基準に従って規則や条例をつくりましても、しかし、大変困難なクリアしなければならない難問題については、町長の裁量でもってそれぞれの項目を掲げております。今の連帯保証人の関係でも、家賃から見ればそれほど連帯保証人に責任を負わすことなく、周りの環境が悪い、それから当町はそういうことはないと思いますけれども、ごみ的なものを集めることが好きな方がいらっしやって、そういう周りに迷惑をかけるような場合については、やはり連帯保証人の方々から環境整備とか、そういった負担のほうが多いのではないかとこのように思っております。

もう一つは、低家賃に近い形で入居していただきますから、当然今の年金だけでは3万5,000円も4万円もというのは、とても払えるものではありません。できるだけそういった条件もクリアしながら、先ほど言いました所得の低い方、また地方の遠いところに住んでいる方等々も優先して入れたいというふうに思っております。

将来にわたっても、ある程度面積的なものもありますけれども、希望者が増えれば、こういった事業に乗って高齢者に対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第66号

●藤田議長 日程第17 議案第66号豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 議案第66号豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてご説明いたします。

議案書の35ページをお開きください。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の一部を、次のとおり変更するものであります。

このたびの変更は、平成26年度に本計画のいわゆるソフト事業の区分である過疎地域自立促進特別事業に追加登載した町道の路面修繕計画及び橋梁長寿命化修繕計画の事業につきまして、計画から実施に入ることから、ハード事業の区分に変更し登載をするものでございます。

3として、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進(3)計画の表(1)市町村道の項に橋梁として、路面修繕計画5路線、1万688メートル及び橋梁長寿命化修繕計画15橋を追加。

同じく、3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進(3)計画の表(10)過疎地域自立促進特別事業の項中路面修繕計画5路線、1万688メートル及び橋梁長寿命化修繕計画15橋を削除するものでございます。

以上でありますので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第67号

●藤田議長 日程第18 議案第67号東十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第67号東十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分についてご説明いたします。

本案は、十勝管内消防事務の広域化に伴い、東十勝消防事務組合の解散について協議が整い、地方自治法第289条財産処分の規定により、東十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分について、関係町であります幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町との協議により、これを定めるため、同法の第290条議会の議決を要する協議の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

別紙。

東十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書では、1、組合の財産の規定は、別紙41ページから、公有財産は、土地、建物、水利施設、物品は車両、その他の物品、債務は地方債の未償還の元利償還にかかる債務で、2、財産の処分の規定は各消防署の管理に属するものについては、財産に関する調書の右端の欄の所管する各所在町に帰属させ、3、処分年月日の規定は財産処分の日を、平成28年3月31日とするものなどを定めるものであります。

以上でありますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

◎ 請願の委員会付託

●藤田議長 日程第19 請願の委員会付託を行います。

本日末に受理した請願はお手元に配付しました請願文書表のとおりです。

請願文書表を職員に朗読させます。

高井事務局長。

●高井事務局長 請願文書表。

受理番号2、受理年月日、平成27年12月7日。

件名、T P P 「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書の採択を求める請願書。

請願者の住所及び氏名、豊頃町中央若葉町12番地、豊頃町農政協議会執行委員長、前田精一。紹介議員の氏名、豊頃町議会菅谷誠議員、小笠原茂人議員。付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

●藤田議長 ただいま朗読しました請願については、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し審査することにします。

◎ 休会の議決

●藤田議長 日程第20 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議事の都合により、12月16日から同月17日までの2日間、休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、12月16日から同月17日までの2日間を休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●藤田議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 1時48分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員